

有効期間満了日 平成34年3月31日

熊刑企第271号

平成28年6月10日

取調べの一層の高度化・適正化を図るための体制整備について（通達）

取調べの高度化・適正化については、「捜査手法、取調べの高度化プログラムの策定について」（平成24年3月29日付け警察庁乙刑発第2号）等により、所要の取組を推進しているところであるが、取調べをめぐる環境の変化を始めとする最近の情勢に的確に対応するため、下記のとおり、警察本部に取調べ指導官を設置するなどの所要の体制整備を行い、取調べの高度化・適正化を図るための指導・教養等の取組を強化することとしたので、取調べの一層の高度化・適正化を図られたい。

記

1 目的

取調べの高度化・適正化を図るための指導・教養その他の施策の一層の充実を図るとともに、事件の取調べに従事する警察官（以下「取調べ官」という。）が被疑者の年齢、性別その他の特性等に応じて必要な供述を適正かつ効果的に得ることができるよう、必要な助言を行うための所要の体制整備を図るものである。

2 取調べ指導官の設置等

(1) 取調べ指導官の設置

取調べに係る指導・教養等の司令塔として、刑事部刑事企画課（以下「刑事企画課」という。）に取調べ指導官を置き、刑事指導官の職にある者をもって充てる。

(2) 取調べ指導官の任務

取調べ指導官は、次に掲げる任務を行うものとする。

ア 取調べの高度化・適正化を図るための指導・教養等の実施に関すること。

イ 取調べ官が被疑者の年齢、性別その他の特性等に応じて必要な供述を適正かつ効果的に得ることができるよう、その取調べに際し、必要に応じた助言を行うこと。

3 取調べの指導・教養等を担当する課長補佐及び係

取調べ指導官の下、取調べの高度化及び適正化を図るための指導・教養等を担当する課長補佐及び係について、刑事企画課に取調べ指導課長補佐、取調べ指導係をそれぞれ設置する。

但し、本年度は、取調べ指導課長補佐を刑事企画・指導室長補佐の、取調べ指導係を刑事企画・指導室公判対応係の兼務とする。

4 取調べ指導官の運用

(1) 取調べの高度化・適正化を図るための指導・教養

ア 指導・教養の重点

取調べ指導官は、取調べに関する研修・訓練において、取調べに係る基本的知識及び技能はもとより、取調べの適正を確保しつつ、必要な供述を得るための効果的な質問や説得の方法、虚偽の供述が生まれるメカニズムとこれを防止するための方策を始めとする心理学的な手法等の指導・教養を重点的に行うこと。

イ 実践的な指導・教養の実施

取調べ指導官は、アにおいて、被疑者の年齢、性別その他の特性等に応じて必要な供述を適正かつ効果的に得るための質問、説得等の方法について、ケース・スタディを始めとする実践的な指導・教養を行うこと。

ウ 効果的事例等の収集

取調べ指導官は、イの指導・教養を的確に実施することができるよう、次に掲げるような、取調べの高度化・適正化を図る上で参考となり得ると認める事例について、その事件の捜査が終結したなどの適切な時点において、必要事項の報告を求めて収集すること。

(ア) 取調べ官の質問や説得が奏効して、被疑者から必要な供述が得られたなどの事例

(イ) 取調べ官が被疑者との間に信頼関係を構築できなかったなどの事例

(ウ) 精神又は身体に障害のある被疑者の取調べ事例

(エ) (ウ)のほか、その取扱いに特に配慮を要する被疑者の取調べ事例

(2) 取調べの高度化・適正化を図るための助言

ア 捜査主任官に対する助言の実施

取調べ指導官は、捜査主任官から、事件の取調べに関し、当該被疑者の年齢、性別その他の特性等に応じて必要な供述を適正かつ効果的に得るための質問、説得等の方法について助言を求められた場合には、必要な助言を行うこと。

なお、当該被疑者が精神又は身体に障害を有する者の場合には、その特性や障害の程度等に応じ、取調べを行う時間や場所等についての必要な配慮や適切な取調べ方法についても、必要な助言を行うこと。

イ 取調べに当たり特に配慮を要する被疑者に対する措置

捜査主任官は、(1)のウ(ウ)及び(エ)に掲げる者の取調べに際しては、アの助言を求めよう積極的に検討すること。

ウ 助言を受けた捜査主任官の措置

捜査主任官は、アの助言を受けた場合には、当該被疑者の取調べ官に対し、必要な指導・教養を行うこと。

(3) 必要な知識の研鑽等

取調べ指導官は、取調べの適正を確保しつつ、必要な供述を得るための効果的な質問や説得の方法、虚偽の供述が生まれるメカニズムとこれを防止するための方策を始めとする心理学的な手法等の研鑽に努めるとともに、必要に応じ、医師等の専門的な知見を有する者との連携にも配慮すること。